主

本件特別抗告を棄却する。

理 由

申立人の特別抗告の理由は、その申立書の記載によれば、原決定は不服であり、 刑訴四〇五条の理由ありと考えるので、右決定に対し同四三三条により抗告を申立 てる、抗告申立理由書は近日提出するというのであるが、抗告提起期間内に理由書 の提出もなく、何ら具体的に原決定に同四〇五条に規定する事由のあることを主張 するものではない。よつて同四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見 で主文のとおり決定する。

昭和三四年四月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	石	坂	修	